

日田市タクシー事業者事業継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や物価の高騰により経営収支が悪化しているタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）に対し、経営継続を支援するため、予算の範囲内において日田市タクシー事業者事業継続支援事業補助金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、日田市補助金等交付規則（平成9年日田規則第36号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法第3条第1号ハに定める事業を営む者をいう。
- (2) 事業用車両 大分運輸支局において日田市内に使用の本拠の位置の登録がある一般乗用旅客自動車運送事業に常時用いる車両（福祉輸送事業限定車両を除く）をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助を受けようとする年度の4月1日時点で、日田市内において一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、補助を受けようとする前年度の3月31日時点で交付対象者が所有している事業用車両の数に1台あたり50,000円を乗じたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象外とする。

- (1) 補助を受けようとする年度の3月31日までに廃車する見込みの車両である場合（車両の入替を実施する場合を除く。）
- (2) 日田市暴力団排除条例（平成23年6月28日条例第29号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団等又は暴力団と密接な関係を有する者である場合。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、支援金の目的に照らして適当でないと市長が認める者である場合。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助を受けようとする年度の6月30日までに、日田市タクシー事業者事業継続支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 交付対象車両一覧表（様式第2号）
- (2) 対象車両全ての車検証の写し
- (3) 滞納のない証明書
- (4) 通帳の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、支援金の交付額を確定し、日田市タクシー事業者事業継続支援事業補助金交付額確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた者に対しては、支援金の返還を求めるものとする。

(遵守事項)

第8条 補助事業者は、支援金及び申請事業にかかる経理を明らかにする帳簿及び書類等を整理し、事業完了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(任意)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。